

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全

国

歯

報



第68号

2011.4

第68回通常組合会

役員を選任案件以外を理事専決処分に

東日本大震災の影響で組合会の開催を延期 横山理事長を再任

平成23年3月23日に予定していた第68回通常組合会は、3月11日午後2時46分に発生した、マグニチュード9.0の東日本大震災の影響で交通機関の混乱や計画停電等のために4月20日に延期して開催された。今年は現役員が任期満了のため役員を選任が行なわれる組合会であったが、この役員を選任案件を除いた規約の一部改正案及び役員退職慰労金積立金、職員退職手当積立金並びに平成23年度事業計画案、平成23年度歳入歳出予算案等の案件を理事専決処分とし、栃木県知事の認可を得たうえで第68回通常組合会で報告した。

役員を選任は、各支部から選出された理事が全員承認され、新任理事による役員選任理事会で、横山靖夫現理事長（岐阜県）が再任された。また監事に高畑研佑先生（青森県）、宮田靖雄先生（富山県）、龜田任弘先生（香川県）を選任した。



議長挨拶（要旨）

南議長

第68回通常組合会を開会いたします。3月11日に発生いたしました東日本大震災で被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、大変な状況のもと参加いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。この大震災の影響で3月23日に予定されていた第68回通常組合会は本日に延期されております。予

定されていた議案については、1から7号議案が理事専決処分となり本日報告ということですので宜しくお願いいたします。

本日は組合会の途中で暫時中断し、役員選任理事会及び地区代表議員会が開催されます。また、組合会終了後平成23年度第1回理事会及び第1回常務会の開催が予定されております。

す。議事進行が円滑に行われるようご協力をお願い申し上げます。



白尾副議長、南議長、平木副議長

開会の辞（要旨） 又吉副理事長

東北の岩手、栃木の皆様には大変な状況の中、ご出席いただきまして有難うございます。

本来なら3月23日に開催の予定でしたが、ご案内の状況のもと、今日まできた訳でございます。従って理事専決処分を行なったところもでございます。既に新年度がスタートしており、会務を停滞させる訳にいきませんので、今日こうしてお集まり願った訳でございます。

本年度の事業計画、予算等についてご議論いただきますが、理事専決処分の認可事項、届出事項、報告事項等について、専務より説明があります。この後に理事会、常務会も控えておりますので、建設的なご意見で会議がスムーズに進行することを期待して開会の挨拶といたします。



又吉副理事長

理事長挨拶（要旨） 横山理事長



横山理事長

先生方、本日はご苦勞様でございます。私たちの3年任期の最後の組合会が本来であれば、3月23日に開催することにしておりましたが、東日本大震災の影響で今日に延期させていただきました。

公私ともにお忙しいなか、又交通機関も十分に回復していない中、ご出席いただき誠に有難うございました。また、日頃は組合運営に格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

3月11日に発生いたしました東日本大震災でお亡くなりになられた方々に対して心からお悔やみ申し上げ、ご冥福をお祈り申し上げます。

また、被災されました皆様に対して心から

お見舞い申し上げます。

3月11日の東日本大震災の影響により、交通事情あるいは通信事情等により3月23日に組合会を開催することが不可能と判断いたしました。組合会の延期及び議案の取り扱いについて、監督官庁の栃木県に照会いたしました。栃木県からは厚労省にも照会した結果、議案について、国保法第25条第2項に基づき、理事専決処分とし4月に組合会を開催し報告する旨の助言をいただきました。これを受けて、新年度の予算の執行等も考慮いたしまして役員の選任に係わる議案以外を理事専決処分とし、県知事の認可を得たうえで組合会に報告し承認を得るという形を今回初めて執らせていただきました。

議案のうち理事専決処分とした7号議案まで、本日報告させていただき、議事として役員の選任にかかる3議案を上程しておりますので、宜しく願いいたします。

さて、この大震災については、テレビでその様子が報道されていますが、世界の先端に行く日本の防災インフラが想定外の自然力になすすべもなく微塵に破壊され、津波も防潮堤を乗り越える高さが30メートル以上もあり、その大きさと速さは物凄いものでした。まだ東海沖地震が残っており心配しているところですが、これが起きたら新幹線が5分おき位に走っているので大惨事になると心配しております。

今度は、想定外の津波に福島原発事故が重なり、世界を驚かせることが日本で起こってしまいました。この原発事故については、東京電力は終息に向けての見通しを6ヶ月から9ヶ月と発表しているが、避難されている方々の帰宅も含めて長期化するのではと思っております。特に目に見えない放射性物質の飛散や汚染水の処理が大きな問題と思っております。今朝の新聞によると警察庁でまとめた被害状況は、死者14,001人、行方不明13,660人、避難者136,127人ということです。私たちの仲間である岩手県支部の被害状況は、4月13日現在で、建物の被害では診療所の全壊、半壊

合わせて47棟、自宅の全壊、半壊合わせて33棟、診療再開の目処が立たない医療機関が44でございます。また人的被害では、死亡が1種組合員で3名、家族1名、3種組合員1名、家族1名計6名が亡くなられております。また、行方不明は1種組合員2名、家族1名、3種組合員1名計4名となっております。

被災者に対する当組合の対応としては、相互扶助の精神で大同合併した組合として、広域国保組合の保険者機能を発揮して出来る限りの支援・救済の手を差し伸べたいと考えております。一つは、保険料の減免措置を行うこと。これは大規模災害の特例措置として申請手続きを大幅に簡素化して対応しております。もう一つは義援金の募集です。私は被災された方々を思いますと、計り知れない無念さを感じております。理事長からのお願いでございしますが、義援金募集に是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。

国保組合関係では、行政刷新会議の事業仕分けの結果、所得水準の高い国保組合に対する定率補助を廃止するという国庫補助の見直しです。一律に32%の定率補助を所得水準に応じて0%、8%、16%、24%、32%の5段階とするものです。これは24年度から5年の経過措置を設けて実施するというものです。市町村民税課税標準額が300万円以上の国保組合は定率補助が0%となります。当組合の1人当たり2,230,288円で定率補助は16%となります。定率補助を見直すには国保法の改正が必要なため、厚労省は今通常国会に法案を提出する予定でしたが、後期高齢者医療制度を廃止して新しい高齢者医療制度を創設する国保法等改正法案と一体の法案としているが提出されておられません。従って実施は少なくとも1年は先送りされる見直しとなっております。この国庫補助の見直しが実施されると将来に向けて国保組合の制度基盤を大きく揺るがすものと心配しております。

もう一つは、国保組合に対する指導監督の強化があります。これは、全国建設工事業国保組合の無資格加入問題を踏まえての措置と

ということですが、昨年11月には当組合にも、関東信越厚生局の指導監督が実施されました。今後は支部に対しても厚生局の指導監督が実施されます。

また、国保組合の法令遵守体制の整備が打ち出され、理事のうち1名を法令遵守担当理事とし、支部には法令遵守担当責任者を置くことになりました。法令遵守は当然のことですが、支部、本部ともにより一層留意しながら組合運営に当たらなければと思っております。次に全歯連関係では、3月25日の通常総会で次期会長に神奈川県歯科国保の小澤孜理事長が選任されました。私たちも全面的に支援するというので、全歯連に積極的に協力していきたいと思っております。

当組合関係では、新国保基幹システムの導入を専務理事、業務課長を中心に26年度の稼働を目処に進めております。これについては費用も3~4億円必要となるため、1業者に丸投げするのではなく、プロジェクトチームを設置して勉強しながら慎重に準備を進めております。6月には入札を実施し業者を決定したいと考えております。

会計面では、22年の診療報酬改定が2.09%のプラス改定でしたが、平成22年度の決算見込では、保険料収入はほぼ横這いです。国庫補助金はトータルで約38億9,300万円ですが、これが16%ということになると約20億円近くが減収になります。すぐと言う訳ではありませんが、将来的には考えて行かなければならない問題と思います。また22年度の収支差額は約17億1,800万円の剰余金があります。21年度はこれが約33億5,600万円でしたから一気に半分になりました。これを単年度収支でみてみますと、21年度は約▲6,900万円でしたが、22年度では▲16億3,700万円と倍以上のマイナスになりました。やはり予算編成に際して単年度収支をみながら予算を組むことが必要だと思います。そこで、23年度歳入歳出予算では歳入不足となり、保険料を引き上げさせていただきました。基礎賦課額の均等割を月額で2,300円、後期高齢者支援金等賦課額を月額

300円、介護納付金賦課額を月額400円、従って40歳~64歳の方ではトータルで月額3,000円、年額では36,000円の引き上げとなります。

引き上げの理由については、後程担当から詳細に説明がありますが、療養給付費が伸びていることがありますが、最大の理由は支援金・納付金が大きく伸びていることです。特に前期高齢者納付金は22年度比で約5億2,000万円増えております。20年度に比較すると3.47倍となります。この支援金・納付金と言うのは、国が算定してくるもので我々がいくら経営努力しても何ともならない性質のものです。今朝の日経新聞によりますと健保組合の4割が高齢者医療制度に拠出する負担が増えたために保険料の引き上げを余儀なくされたということです。かつて老人保健拠出金が増大したために、健保組合のうち幾つかの組合が解散して政管健保（現協会けんぽ）に移行したことがありました。今後この支援金・納付金が我々の組合運営に大きく申し掛かってくると思っております。

その他の事柄については、「全国歯ニュース」に書かせて頂いておりますので、お目直しをお願いいたします。今後、大同団結した意義を力に、幾つかの課題に対処して行く必要があると考えております。この3年間の皆様方のご理解とご協力に感謝申し上げますとともに今後とも宜しくお願い申し上げます。

箱崎守男議員(岩手県支部長)の発言の要旨

議長団及び執行部の先生方のお計らいで貴重なお時間を頂きお礼申し上げます。また、横山理事長から私どもの支部に対しまして非常に温かいお言葉を頂戴し重ねてお礼申し上げます。

今回の震災は想像もつかない巨大な震災でございました。会員で死亡確認が3名、行方不明が2名、この2名の先生は親子でございます。診療室は津波に流され跡形もないのですが、ずっと希望をもって避難所等色々なところをお探ししましたが、いまだ大先生の奥



箱崎守男議員

様はじめ、ご家族の行方がわからない状況です。また、会員の家族あるいは従業員にも何人かの犠牲者がでているという非常に厳しい状況でございます。

全国の先生方から特に全国歯の先生方、あるいは日本歯科医師会、日本歯科医師連盟、日学歯、都道府県歯や郡市区歯の先生方から義援金や、物資の調達や励ましのお言葉を色々と頂戴しておりますことに、心からお礼申し上げます。

まだ新幹線が開通しておらず、青森経由で飛行機で参りましたので遅刻いたしましたことをお許し頂きたいと思えます。

現状を申し上げますと、岩手県の宮古市田老町は歯科医療機関が2軒あったのが全滅です。山田町が6軒、大槌町が5軒の歯科医院がありますが、これも全滅です。それから陸前高田市は9軒の歯科医療機関が全滅で、うち2名がここで死亡しております。

この4つの市と町は無歯科医地区になっており瓦礫の状況です。宮古市や釜石市でも会員の半分位は被災しており、その中で診療再開の目処がたたないのが4月19日現在で48医療機関でございます。

私どもは、厳しい中で精一杯頑張ってお返しに行きたいと思っております。併せて国保財政の厳しい中、全国の先生方にはご迷惑をお掛けすることになりますが、診療再開の目処が立たない先生方の保険料の減免措置をお願いしたくここに馳せ参じた次第でございます。勿論この負担は先生方の肩にかかるので心苦しい思いですが、収入がまったくない状況でございますのでご容赦をお願いしたいと思います。

歯科医師会として震災後最初に対応したのは身元確認作業の歯科所見採取でした。阪神

淡路大震災と違うのは、救命救急というよりは生か死かとの振り分けで、一気に数百名の遺体が毎日あがってきている状況です。震災の翌日3月12日朝6時に岩手県警から出動要請がありました。その日のうちに16名で班編成し沿岸方面で身元確認作業にあたりました。電話も携帯も通じない中で、非常に困難を伴いましたが、その後毎日、今日も沿岸部の方に行っております。それから、避難所における口腔感染症の予防のための口腔ケアチームと避難所、在宅も含めた歯科医療の確保もしなければなりません。

これには千葉県歯、愛知県歯、岐阜県歯からバスをお借りし、交替で沿岸地方に片道2時間以上かけて行っております。また人的派遣も地元のみならず全国から派遣していただいております。そんな中、会員に対して今後どのような対応すべきか、地元の執行部として何が手助けできるか、瓦礫の町と化した地域に歯科医療機関をどう立ち上げるか、又それまでの期間どうするか等を日本歯科医師会の久保会長と毎日連絡を取りつつ診療バス、仮設診療所の設営による歯科医療の確保とともに被災された先生方の生活の糧も確保しなければなりません。このような対応を進めているところです。保険料の減免については被災を受けた会員は収入が途絶えておりますので心苦しいところではありますが、ご理解賜りその方向で進めて頂くことをお願い申し上げます。近況報告とお礼に代えさせていただきます。

■ 報告事項

1) 議案に係る理事専決処分について 今井専務理事

今井専務理事から、東日本大震災の影響で3月23日開催予定の第68回通常組合会を4月20日に延期して開催した。そのために下記の議案を国保法第25条第2項の規定に基づき理事専決処分を行ったので、同法第25条第3項の規定に基づき次のとおり報告された。



今井専務理事

1. 第1号議案 規約一部改正（案）について
2. 第4号議案 役員退職慰労金積立金の処分について
3. 第5号議案 職員退職手当積立金の処分について

上記議案に係る理事専決処分について平成23年3月16日付けで栃木県知事に認可申請を提出し、3月28日付けで認可された。

4. 第6号議案 平成23年度事業計画（案）について
5. 第7号議案 平成23年度歳入歳出予算（案）について

上記の議案に係る理事専決処分について平成23年3月16日付けで栃木県知事に届出した。

6. 第2号議案 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針（案）について
7. 第3号議案 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画（案）について

上記の議案に係る理事専決処分について平成23年3月16日付けで栃木県知事に報告した。

（1）規約の一部改正について

今井専務理事

今井専務理事より、規約の一部改正（案）について次のとおり理事専決処分を行なった旨を報告した。

（出産育児一時金）

出産育児一時金は、平成21年10月から23年

3月までの暫定措置として4万円引き上げ42万としてきたが、23年4月以降、42万円で恒久化されることに伴う改正を行った。

（保険料の賦課額）

・基礎賦課額の均等割賦課額

保険給付費及び支援金並びに納付金の伸率が大きく、23年度予算では、支援金、納付金の合計が対20年度比で62.42%増に対して、基礎賦課額及び支援金、納付金の保険料の合計が対20年度比で29.25%増と半分以下の伸率等から23年度予算編成で、歳入不足が生じたために基礎賦課額の均等割を引き上げた。平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、後期高齢者支援金が新設された時に、均等割賦課額を2,300円引き下げて、後期高齢者支援金に充てていたが、基礎賦課額の中から支出する前期高齢者支援金が対20年度比で約3.47倍となったために、均等割賦課額を2,300円引き上げ平成19年度までの額に引き上げた。

・後期高齢者支援金等賦課額

国から示される後期高齢者支援金等額を所定の算定式に基づき算定した額により月額300円引き上げ2,700円とした。

・介護納付金賦課額

国から示される介護納付金賦課額を所定の算定式に基づき算定額により月額400円引き上げ3,200円とした。

（組合会の議決事項）

国保組合法令遵守（コンプライアンス）体制整備要領に基づき、規約第31条第二号（組合会の議決事項）に法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更を規定した。

（法令遵守（コンプライアンス）担当理事）

国保組合法令遵守（コンプライアンス）体制整備要領に基づき、規約第44条の2に法令遵守（コンプライアンス）担当理事に関する事項を規定した。

（財産の管理）

当組合の国保基本システムをクローズドシステムから、オープン化する新基幹システムの導

入等の支払いに備える積立金を設置するため、規約第64条について所要の改正を行なった。

(経過措置)

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した者に係る規約第13条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による旨を附則で規定した。

(2) 役員退職慰労金積立金の処分について 今井専務理事

今井専務理事より、任期満了に伴う役員退職慰労金を支給するために、役員退職慰労金積立金処分について理事専決処分を行った旨を報告した。

役員退職慰労金 24名分 24,200,000円

(3) 職員退職手当積立金の処分について 今井専務理事

今井専務理事より、職員の退職に伴う退職手当を支給するために、職員退職手当積立金の一部の処分について理事専決処分を行った旨を報告した。

職員退職手当金 6名分 51,666,395円

(4) 平成23年度事業計画について 今井専務理事

平成23年度事業計画について次のように理事専決処分を行なった旨を報告した。

平成23年度事業計画

概況

昭和36年に国民皆保険制度が実現して今年で50年という記念すべき年であるが、わが国は毎年のように首相が代わるという政治的混迷が続いている中で、医療保険制度も改革、見直し、凍結措置が続いている。

平成18年度から平成20年度にかけて実施された医療制度改革の主要部分である平成20年度に実施された後期高齢者医療制度は、実施直後から見直しが行なわれ通称を長寿医療制度と改めた上で、さらなる見直しの議論が続

けられていたが、鳩山政権下で後期高齢者医療制度及び関連法案を廃止し、新しい高齢者医療制度を平成25年4月に実施することが決まった。

高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめに基づき、後期高齢者医療制度の廃止後の新制度を規定する高齢者医療制度改革法案を今年の通常国会に提出を予定していたが、成立の見込が立たないことから法案提出が先送りされる状況になり当初予定の平成25年施行を26年施行に1年間先送りされることになった。

新制度案に対して、関係団体や野党から反対意見がだされるのは理解できるが与党民主党からも異論がでるといふ異例の事態となっている。

そもそも、新制度案は後期高齢者医療制度を廃止してまで実施する程の大きな変化があるのだろうか。システム改修にかかる時間と費用を考えると現行制度の欠点の見直しの方が現実的である。

高齢者を年齢で区分しないといいながら75歳以上は原則国保に加入させ、財政は一般と区別するもので、世代間及び制度間の支援の仕組みも変更しないというものである。

一方、国保組合に対する国庫補助のあり方の議論が長く続いていたが、行政刷新会議の事業仕分けの結論を踏まえた改革案は、財政力に応じた国庫補助及び保険者機能強化に資する事業に対する補助を基本とし、定率補助は所得水準に応じた0%、8%、16%、24%、32%の5段階となった。

また、健保の適用除外承認を受けて国保組合に加入している特定被保険者は、平成9年8月以前に加入した者も含めて協会けんぽ並みの16.4%となった。

各国保組合の定率補助は、平成21年度に実施した所得調査を踏まえ決められるが、当組合は1人当たり市町村民税標準額が2,230,288円で、定率補助は16%となる。

この定率補助の見直しは、改正法の施行年度(24年度)から段階的に引き下げ5年目の平成28年度に最終形に移行するとしているが、国

保法の改正が予定どおり施行されるかは不明であるが、当組合の保険料賦課額の再構築が必要となる。

全国建設工事業国保組合の無資格加入問題から国保組合に対する指導監督の強化が打ち出され、都道府県及び地方厚生局が全ての国保組合に対して資格管理状況の一斉点検が実施された。

また、国保組合における法令遵守体制の整備が求められ、法令遵守担当理事を置くことになった。

支援金・納付金では、後期高齢者支援金等は予算ベースで対前年度比8.70%増の3,043,600,005円となった。

前期高齢者納付金は激変緩和措置が平成22年度から本来額となっていたが、対前年度比25.79%増の2,538,138,787円と大幅の増額となった。

病床転換支援金は0となったが、介護納付金は対前年度比10.55%増の1,337,878,726円とこれも大幅な増額である。

老人保健拠出金は、対前年度比▲97.45%の2,081,853円となった。

I 事業運営の基本方針

後期高齢者医療制度の見直しなど医療保険制度を取り巻く環境が変動する中でも特に国保組合は、国庫補助制度の見直し及び法令遵守体制の整備並びに指導監督の強化等々大きな転換期を迎えている。

当組合の運営も前例踏襲主義が通用しにくい厳しい環境にあるが、こうした状況の的確な把握と認識の上にたち、組合方式による保険者機能を発揮した事業運営の確立に努めるとともに、国保組合の特性である組合員の相互扶助の精神で被保険者の疾病に対する保険給付と健康管理を推進する保健事業を実施して行く。

1. 国保連合会

平成22年度から審査支払業務等を20府県国保連合会から栃木県国保連合会に一

括委託し、一元的にレセプトの検索、閲覧、過誤、再審査等を効率的に処理してきたが、さらに国保連合会を活用し事業運営の効率化に努める。

2. 国庫補助制度の見直しの対応

改正法の施行年度の平成24年度から段階的に引き下げ、平成28年度に最終形に移行する国庫補助制度に対応するため検討する。

3. 新基幹システム

当組合の基幹システムを現行のクローズドシステムからオープンシステムの導入を平成26年実施を目標に調査・研究する。委託先については、複数社を対象とし検討する。

4. 法令遵守(コンプライアンス)体制の整備

- (1) 組合に法令遵守担当理事を置き、支部に法令遵守担当責任者を置く。
- (2) 法令遵守体制の整備に関する基本方針を定める。
- (3) 法令遵守のための実践計画を定める。
- (4) 法令遵守マニュアルを定める。

5. 国保推進協力費の廃止

国保推進協力費を廃止し、支部運営費交付金を見直す。

6. 保険料滞納による除名処分の見直し

保険料滞納による除名処分は、正当な理由がないのに保険料の納付期日を6か月を経過したにも拘らず納付しないとき、理事会の除名処分の議決が行なわれた日から6か月遡及して除名期日としていたが、これを保険料の滞納期間が6か月を経過した日以降とする。

II 実施事業

1. 保険料

一 基礎賦課額

(1) 所得割賦課額

種 別	賦 課 額
①1種組合員 (保険診療取扱者)	前年の保険診療報酬の 合算額の1000分の6.5 上限 月額 32,500円 (年額 390,000円) 下限 月額 4月のみ 1,900円 5～3月迄 1,600円 (年額 19,500円)
②保険診療未扱者 (医療法人を含む)	月額 32,500円 (年額 390,000円)
③矯正を標榜する者 (医療法人を含む)	月額 32,500円 (年額 390,000円)
④1種組合員の勤務医	月額 15,000円 (年額 180,000円)

【注】

- ① 保険診療報酬の把握できない者は上限を賦課する。
月額 32,500円 (年額390,000円)
- ② 1種組合員が開設する同一医療機関で、当該組合員に属する世帯の夫婦・親子会員のうち、2人目以降は所得割賦課額を免除する。
- ③ 保険診療未扱者及び矯正を標榜する者(医療法人を含む)の賦課額が実態より高額になる場合は、直近分の確定申告書等の医業収入の把握できる書類を添えて「保険料調定変更申請書」を提出し、所得に応じた所得割賦課額に変更することができる。
ただし、申請は当該年度の6月末までの1年度1回とする。
- ④ 新規加入者の所得割賦課額は、初年度は月額13,000円とし、次年度から前年度実績による。

(2) 均等割賦課額 (1人当たり)

種 別	賦課額(月額)
1種組合員	<u>7,000円</u>
1種組合員の家族	<u>5,000円</u>
2種組合員	<u>15,500円</u>
2種組合員の家族	<u>5,000円</u>
3種組合員	<u>8,000円</u>
3種組合員の家族	<u>5,000円</u>
後期高齢者組合員の家族	<u>5,000円</u>

(平成23年4月1日から改正)

二 後期高齢者支援金等賦課額

組合員及び 組合員の世帯員	1人当たり 月額 <u>2,700円</u> (年額32,400円)
------------------	--

(平成23年4月1日から改正)

三 介護納付金賦課額

当該被保険者が 介護納付金賦課 被保険者である 者	1人当たり 月額 <u>3,200円</u> (年額38,400円)
------------------------------------	--

(平成23年4月1日から改正)

四 後期高齢者賦課額

後期高齢者組合員	1人当たり 月額 5,000円 (年額60,000円)
----------	-----------------------------------

2. 保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親(離婚などにより独りで生計を営んでいる女性)の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の者は、次に掲げる保険料賦課額を免除する。

一 基礎賦課額 (均等割賦課額)	1人当たり 月額 <u>5,000円</u>
二 後期高齢者 支援金等賦課額	1人当たり 月額 <u>2,700円</u>

(平成23年4月1日から改正)

3. 療養給付費等の支給

(1) 給付割合

種 別	給付割合
1.組合員	7割給付
2.家 族	7割給付
3.義務教育就学前まで	8割給付
4.前期高齢者(70歳～74歳) ・現役並み所得者	7割給付
・一般所得者	8割給付※

【注】

※ 「70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置」により平成24年3月31日まで給付割合を9割に据え置かれる。

(2) 歯科給付

1種・2種・3種組合員及びその世帯員の歯科給付については、次のとおりとする。

- ① 他の医療機関における受診については給付する。
- ② 自己及び勤務する医療機関並びに

分院等の系列医療機関における受診と、それに伴う処方箋の発行による調剤については給付しない。

(3) 高額療養費の支給

・同一被保険者が同一月内に、同一医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合、申請により支払った

一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給する。

・入院に係る高額療養費は、あらかじめ保険者に申請して、自己負担限度額に係る認定証の交付を受けている場合は、高額療養費は現物給付とし、一医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることとする。

高額療養費の自己負担限度額

年齢層	所得層	自己負担限度額（1か月当たり）	
70歳未満	上位所得者 (年間所得600万円以上)	150,000円 + 〈総医療費 - 500,000円〉 × 1% (83,400円)	
	一般	80,100円 + 〈総医療費 - 267,000円〉 × 1% (44,400円)	
	低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 (24,600円)	
70歳以上 75歳未満	所得層	外 来	自己負担限度額（1か月当たり）
	現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円 + 〈総医療費 - 267,000円〉 × 1% (44,400円)
	一般 ※2	24,600円	62,100円 (44,400円)
	低所得者	II	8,000円
I (年金収入80万円以下)		8,000円	15,000円

【注】

※1 ()内は、多数該当（過去12か月間に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合

※2 高齢者医療に係る凍結措置

高齢者医療に係る「凍結措置」により平成24年3月まで下記のとおり凍結される。

外来 24,600円 → 12,000円

入院 62,100円 → 44,400円

※3 75歳到達月における自己負担限度額の特例

75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国保・被用者保険）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1とする。

(4) 高額医療・高額介護合算制度

高額療養費の算定対象世帯において介護保険受給者がいる場合、被保険者の申請により、医療と介護の自己負担限度額を合算し、一定の自己負担限度額を超える自己負担についての療養費として支給する。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額

		医療保険+介護保険 (年額) (70歳~75歳未満)	医療保険+介護保険 (年額) (70歳未満を含む)
現役並所得者 (上位所得者)		67万円	126万円
一 般		62万円	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

(5) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産した時は、申請により出産育児一時金を支給する。

1 児につき	420,000円
--------	----------

【注】

産科医療補償制度に加入する医療機関等（加入分娩機関）において出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明する所定の印を押された領収書等の写しを支給申請書に添付する。

(6) 葬祭費の支給

組合員及びその家族が死亡した時は、申請により葬祭費を支給する。

種 別	金 額
1種組合員	200,000円
2種組合員	100,000円
3種組合員	100,000円
1・2・3種組合員の家族	50,000円
後期高齢者組合員の家族	50,000円

(7) 療養費の支給

療養の給付が困難なときは、申請により療養費を支給する。（コルセット等の装具装着など）

(8) 海外療養費の支給

被保険者が海外において療養を受けた場合、申請により海外療養費を支給する。

(9) 移送費の支給

医師の指示により入院、転院、又は通院の際に歩行が困難なためタクシーなどで移送した場合、また骨髄、臍帯血の搬送に要した費用について申請により移送費を支給する。

(10) 傷病手当金の支給

組合員が5日以上継続して入院した場合、申請により傷病手当金を支給する。ただし、同一年度内90日を限度とする。

種 別	金 額
1種組合員1日につき	4,000円
2種組合員1日につき	1,500円
3種組合員1日につき	1,500円

4. 保健事業

(1) 保健事業費の交付

種 別	金 額
① 定額交付分 (1支部当たり)	1,550,000円
② 被保険者割交付分 (被保険者1人当たり)	440円

(2) 節目健診事業

組合員及び節目健診に該当した1種組合員の被保険者である配偶者に対して、1人当たり30,000円まで補助する。

節目健診の対象者は、次のとおりとする。

- ① 1種組合員・2種組合員
1種組合員及び2種組合員のうち、平成23年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。
- ② 1種組合員の配偶者
①に該当した1種組合員の配偶者。なお、この場合の配偶者の年齢は問わない。
- ③ 3種組合員
3種組合員のうち、平成23年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する者。

(3) インフルエンザ予防接種補助事業

インフルエンザ予防接種を受けた1種組合員（後期高齢者組合員を除く）、2種組合員、3種組合員及び組合員の世帯に属する世帯員に対して1人当たり2,000円を限度に補助する。

(4) 特定健康診査・特定保健指導

- 一 特定健康診査
 - ① 40歳～74歳の組合員及び家族を対象に特定健康診査を実施する。
 - ② 受診は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関・健診機関に委託して実施する。
 - ③ 費用は次のとおりとする。

基本項目	自己負担	0割
詳細項目	自己負担	0割

 ただし、特定健康診査項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。
- 二 特定保健指導
 - ① 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者を対象に

特定保健指導を実施する。

- ② 指導は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関、健診機関に委託して実施する。
- ③ 費用は次のとおりとする。

動機付け支援	自己負担	0割
積極的支援	自己負担	0割

(5) 資金貸付事業

- ① 高額療養費資金貸付事業
被保険者が高額療養費の支給の対象となった時、申請により貸付ける。
- ② 出産費資金貸付事業
被保険者が出産した時、申請により貸付ける。

(6) 医療費通知

被保険者に対する医療費通知を実施する。

(7) 健康家庭表彰

3年度間一度も保険給付を受けなかった健康家庭に対し、記念品を贈呈する。

(8) 健康啓発事業

組合員の健康増進のために、節目健診等一般健診の受診率の向上を図り、平成20年度から実施された、生活習慣病予防対策の特定健診・特定保健指導が義務化されることに伴い、対象者が容易に受診できるように被保険者に周知し理解を得られるように啓発活動を行う。

(9) 後期高齢者組合員保健事業

後期高齢者組合員に対して次の各号に掲げる事業を行なう。

- ① 傷病見舞金の支給
後期高齢者組合員が5日以上継続して入院した場合、申請により傷病見舞金を支給する。ただし、同一年度内の90日（後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している者

は、その支給期間を含める。)を限度とする。

後期高齢者組合員1日につき	4,000円
---------------	--------

② 死亡見舞金の支給

後期高齢者組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し死亡見舞金を支給する。

後期高齢者組合員	200,000円
----------	----------

5. レセプト点検の実施

レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行なうとともに、費用対効果の効率化に努める。

6. 広報活動の実践

- (1) 組合報の発行
- (2) ホームページの活用

Ⅲ. 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しにより、平成24年度から段階的に引き下げられるなど当組合の事業運営にも大きな影響がでることとなる。

また、法令遵守体制の整備や都道府県及び地方厚生局による指導監督の強化等、国保組合は大きな転換期を迎えている。

このように、変革の厳しい環境にあることの認識の上にたち適正に対応し、事務処理の効率化に努める。

Ⅳ. 事務研修会の開催

従来から、支部職員を対象に事務研修会を開催していたが、医療制度の大きな転換期にあること及び審査支払等の業務を栃木県国保連合会に一元化したことなどから東京事務所職員を対象とした研修会を開催する。

V. 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

Ⅵ. 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

(5) 平成23年度歳入歳出予算について
鈴木常務理事

鈴木常務理事より、平成23年度歳入歳出予算について、次のように理事専決処分を行った旨を報告した。

[趣旨説明の要旨]

(歳入)

国民健康保険料は、医療費の伸びと支援金・納付金等の伸びにより、医療給付費分賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額を改定することとなり、保険料全体で前年度より23億780万5千円上回る、112億10万7千円になった。

国庫支出金は、全体として前年度より27億319万円を上回る、39億2,695万円を計上した。

繰入金は、23年度より第4項に国保基幹システム等準備積立金繰入金を追加し、予算措置として1千円を計上した。そのほかの繰入金項目には、職員退職手当積立金繰入金に440万円を計上し、それ以外には、22年度の第4項にあった役職員退職死亡積立金繰入金は廃止した。

(歳出)

保険給付費は、前年度より1億526万5千円上回る70億7,762万3千円を計上した。

後期高齢者支援金は、前年度より2億4,332万1千円上回る30億4,360万1千円を計上した。

前期高齢者納付金は、前年度より5億2,037万2千円上回る25億3,814万円を計上した。



鈴木常務理事

介護納付金は、前年度の1億2,765万9千円上回る13億3,787万9千円を計上した。

積立金の、特別積立金及び給付費等支払準備

金については、法定額を下回ると見込まれるため、22年度に続き特別積立金に1億273万4千円、給付費等支払準備金に8,021万7千円を計上した。

役員退職慰労金積立金には、840万円、職員退職手当積立金には、予算措置のため1千円を計上した。

新たに第7目、国保基幹システム等準備積立金に1億円を計上した。

(総括)

平成23年度歳入歳出予算は、前年度より9億1,574万円上回る169億4,317万4千円となった。

全国歯科医師国民健康保険組合 平成23年度 歳入歳出予算書総括表

歳 入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 国民健康保険料	11,200,107	8,892,302	2,307,805
2. 国庫支出金	3,926,950	3,656,631	270,319
3. 前期高齢者交付金	1	1	0
4. 共同事業交付金	93,230	90,367	2,863
5. 財産収入	15,567	16,686	▲1,119
6. 繰入金	4,403	263,438	▲259,035
7. 繰越金	1,700,000	3,100,000	▲1,400,000
8. 諸収入	2,916	8,009	▲5,093
歳入合計	16,943,174	16,027,434	915,740

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 組合会費	17,400	17,500	▲100
2. 総務費	542,564	626,451	▲83,887
3. 保険給付費	7,077,623	6,972,358	105,265
4. 後期高齢者支援金	3,043,601	2,800,280	243,321
5. 前期高齢者納付金	2,538,140	2,017,768	520,372
6. 老人保健拠出金	2,083	81,509	▲79,426
7. 介護納付金	1,337,879	1,210,220	127,659
8. 共同事業拠出金	144,226	129,335	14,891
9. 保健事業費	299,941	455,236	▲155,295
10. 積立金	301,353	542,793	▲241,440
11. 諸支出金	1	1	0
12. 予備費	1,638,363	1,173,983	464,380
歳出合計	16,943,174	16,027,434	915,740

全国歯科医師国民健康保険組合
平成23年度 歳入歳出予算書

歳 入

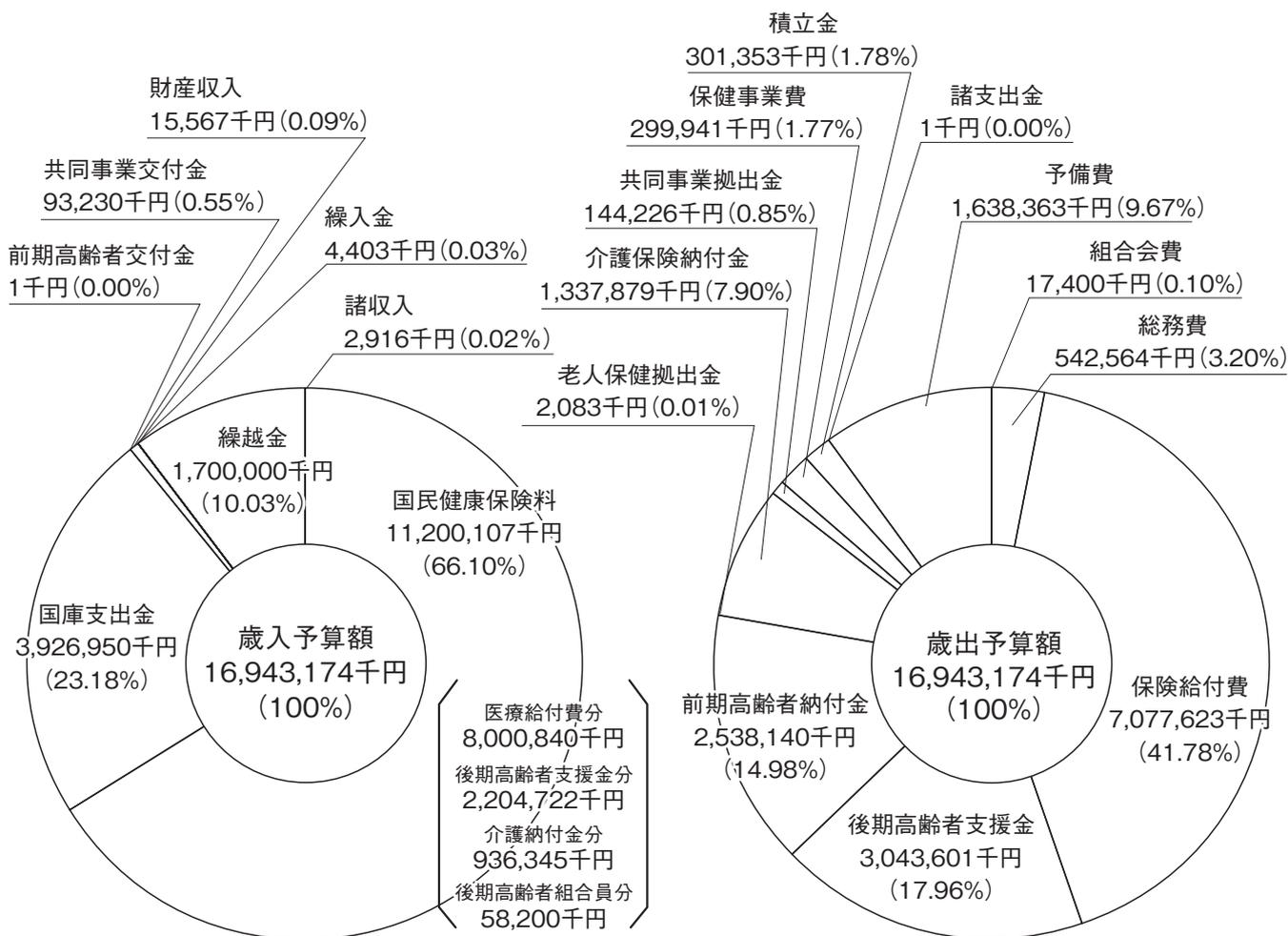
(単位：千円)

款	項	予 算 額
1. 国民健康保険料		11,200,107
	1. 国民健康保険料	11,200,107
2. 国庫支出金		3,926,950
	1. 国庫負担金	46,432
	2. 国庫補助金	3,880,518
3. 前期高齢者交付金		1
	1. 前期高齢者交付金	1
4. 共同事業交付金		93,230
	1. 共同事業交付金	93,230
5. 財産収入		15,567
	1. 財産運用収入	15,567
6. 繰入金		4,403
	1. 給付費等支払準備金繰入金	1
	2. 役員退職慰労金積立金繰入金	1
	3. 職員退職手当積立金繰入金	4,400
	4. 国保基幹システム等準備積立金繰入金	1
7. 繰越金		1,700,000
	1. 繰越金	1,700,000
8. 諸収入		2,916
	1. 延滞金及び過料	1
	2. 立替収入	1
	3. 預金利子	2,910
	4. 雑入	4
歳 入 合 計		16,943,174

歳 出

款	項	予 算 額
1. 組合会費		17,400
	1. 組合会費	17,400
2. 総務費		542,564
	1. 総務管理費	542,563
	2. 徴収費	1
3. 保険給付費		7,077,623
	1. 療養諸費	6,160,918
	2. 高額療養費	532,425
	3. 移送費	1,000
	4. 出産育児諸費	330,706
	5. 葬祭費	12,568
	6. 傷病手当金	40,006
4. 後期高齢者支援金		3,043,601
	1. 後期高齢者支援金	3,043,601
5. 前期高齢者納付金		2,538,140
	1. 前期高齢者納付金	2,538,140
6. 老人保健拠出金		2,083
	1. 老人保健拠出金	2,083
7. 介護納付金		1,337,879
	1. 介護納付金	1,337,879
8. 共同事業拠出金		144,226
	1. 共同事業拠出金	144,226
9. 保健事業費		299,941
	1. 特定健康診査等事業費	42,680
	2. 保健事業費	257,261
10. 積立金		301,353
	1. 積立金	301,353
11. 諸支出金		1
	1. 償還金	1
12. 予備費		1,638,363
	1. 予備費	1,638,363
歳 出 合 計		16,943,174

平成23年度 歳入・歳出予算に占める各款別構成割合



(6) 法令遵守 (コンプライアンス) 体制の整備に関する基本方針について 今井専務理事

今井専務理事より、国民健康保険組合法令遵守 (コンプライアンス) 体制整備要領に基

づき策定した、法令遵守 (コンプライアンス) 体制の整備に関する基本方針について、国民健康保険法第25条第2項の規定に基づき理事専決処分を行なったので、同法第25条第3項の規定に基づき報告した。

全国歯科医師国民健康保険組合 法令遵守 (コンプライアンス) 体制の整備に関する基本方針

平成23年4月1日制定

1 趣旨

全国歯科医師国民健康保険組合 (以下「組合」という。) は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営が国民健康保険法その他の関係法令に沿って厳正に行われるよう、規約第31条第二号に基づき法令遵守 (コンプライアンス) 体制の整備に関する基本方針を定めるものである。

2 法令遵守についての基本的な考え方

組合の役職員（支部の役職員を含む）は、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合の規約及び規程その他の決定事項を遵守し、組合員及び被保険者の信頼に応えるとともに、公的医療制度の一翼を担う公法人としての社会的責任を果たす。

3 法令遵守のための組織体制

組合は、法令遵守のため、次のとおり組織体制を整備する。

- ① 組合の理事のうち1名を法令遵守担当理事とし、理事がこれを互選する。
- ② 支部に法令遵守担当理事の指揮・命令を受ける法令遵守担当責任者を置くこととし、支部理事会で選任する。
- ③ 法令遵守担当理事及び法令遵守担当責任者（以下「法令遵守担当理事等」という。）は、組合の被保険者資格の管理、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業その他の実務を実施する部門から独立した立場から法令遵守に関する業務を行うため、関連文書の提出要求、調査の報告要求、業務改善の指揮ができるものとする。
- ④ 委託業務においても法令遵守体制が確保できるよう、委託契約に法令遵守に関する事項を明記することとする。

4 実践計画の策定・評価

組合は、法令遵守を具体的に実践するため、次のとおり実践計画を策定するとともに評価を行う。

- ① 毎年度、理事会において、法令遵守のための具体的な実践計画（以下、「実践計画」という。）を策定し、組合会の承認を得ることとする。
- ② 法令遵守担当理事等は、実践計画の進捗状況及び達成状況を把握する。
- ③ 理事会において、定期的には実践計画の報告・評価を行い、適時、合理的な内容のものとなるように見直しを行う。

5 監事による監査

監事は、組合の法令遵守に関する業務の執行状況を監査する。

6 責任追及、懲戒処分

組合会は、役職員が法令等に違反する行為を行ったときは、その責任を追及するとともに、厳正かつ公平な懲戒処分等を行う。

附 則

- 1 この基本方針は、平成23年4月1日から施行する。

(7) 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

今井専務理事

今井専務理事より、国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制整備要領に基

づき策定した、法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について、国民健康保健法第25条第2項の規定に基づき、理事専決処分を行ったので、同法第25条第3項の規定に基づき報告した。

平成23年度全国歯科医師国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

（平成23年4月20日・第68回通常組合会承認）

全国歯科医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、平成23年度の実践計画を次のとおり策定する。

1 法令遵守マニュアル等の策定

役職員が遵守すべき法令、規約、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。

- ① 法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。
- ② 法令遵守マニュアルに基づく具体的な業務取扱い要領（冊子）を作成し、全ての役職員に配布する。

2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ① 組合広報誌（全国歯報）により、法令遵守の周知を行う。（年1回）
- ② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施する。（年1回）

3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施するとともに、財務取扱規程に基づく業務は複数の職員により執行することとする。

4 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

- ① 役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事等に速やかに報告すること。
- ② 法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告すること。
- ③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5 不祥事故への対応体制

役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。

- ① 法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告すること。
- ② 理事長は、法令等に従い栃木県庁（監督官庁）に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行うこと。

6 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

■当日質問

〔質疑応答の要旨〕

Q 今回の保険料の引き上げは、介護納付金を含めて1人当たり3,000円という大きな額ですが、特に基礎賦課額の2,300円は、前期高齢者納付金でこういう額がでてきたのでしょうか。それと、今後国庫補助が16%に削減された場合は保険料の引き上げに結びつくのでしょうか。（京都府支部 足達慶信議員）



足達慶信議員

A 今回の基礎賦課額の引き上げは、足達議員のご指摘のとおり前期高齢者納付金が大きく伸びたのが一つの大きな要因です。対20年度比246.65%の伸び、つまり3.46倍ということになります。医療制度改革が実施された20年度からの全保険料賦課額の伸びが29.25%に対して療養給付費、支援金、納付金の伸びが62.42%と2倍以上の伸びとなっているということで、値上げをお願いせざるを得なかったものです。支援金、納付金は国が算定してくる額ですので、私どもの努力の及ぶものでは

ないのです。

23年度予算では保険給付費、支援金、納付金以外は総務費も含めてすべて、22年度比でマイナス計上としておりますのでご理解賜りたい。

次に定率補助が16%になったら保険料に影響するかについては、約20億円の減収になりますので影響いたします。ただし、国保法の改正が必要で今国会に法案を提出する予定でしたが、未提出ですので実施は遅れると思います。また、実施されたとしても5年間の経過措置を設けて実施するので、5年かけて16%になりますので一気に保険料に影響するものではありません。

Q 被災された岩手県支部の被保険者の保険料の減免は賛成ですが、予算上どのように対応されるのか。（鳥取県支部 熊野光紀議員）



熊野光紀議員

A 岩手県支部の被災された皆様の保険料を免除したとしても、現時点での試算では月額

で全国歯の保険料収入の約0.4%位です。従ってこのために保険料の値上げとか、予算上の措置、例えば補正予算を組むとかという必要はないと現時点では考えております。

Q 前に全歯連と統合しないと補助金が貰えないのではと言うことを聞いたのですが、今後も吸収されるとか補助金がなくなると言う話はなくなったのでしょうか。

(滋賀県支部 井田治彦議員)



井田治彦議員

A 全歯連は、全国歯を含めた単県歯科医師国保で組織している任意団体で、国保組合ではありませんので、統合ということはありません。従って全歯連と統合しないと補助金が貰えないということもあり得ません。歯科医師国保だけでなく全国165国保組合が加入している全協がありますが、この全協、全歯連とともに、定率補助32%の維持等について、厚労省はじめ各方面に働き掛けをしております。それは今後とも続けて参りたいと考えております。

Q 後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金はこれからも上がる可能性があるのかというのが一点、もう一点は支援金、納付金はどのような基準で決まるのか。それは組合によって違うものか、同じものなのか。

(栃木県支部 川嶋仁一議員)

A 今後も高齢化が進むと考えられますので、現行の制度下では支援金、納付金が増える可能性はあると思います。

後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度



川嶋仁一議員

にかかる医療費の50%が公費負担(国、都道府県、市町村)、10%が保険料、残りの40%が支援金として、0歳から74歳の者が負担する仕組みになっております。つまり0歳から74歳までの方が75歳以上の方を支援するというものです。

前期高齢者納付金は、65歳から74歳までの被保険者の加入率が全国平均より下の保険者が上の保険者を支援する仕組みです。具体的には、加入率が全国平均12.5%、全国歯は4.7%、協会けんぽ4.8%、健保組合2.6%、市町村国保31.3%です。従って、全国平均より低い全国歯を含めた国保組合、協会けんぽ、健保組合等がその加入率に応じて納付金をだして、全国平均より高い市町村国保が交付金を貰うという仕組みです。

算定については、「規約の改正に係る参考資料」に記載のとおりです。また組合により異なるのかとのお質問ですが、仕組み、基準は基本的には同じです。

Q 岡山県では特別支部運営費交付金があった時期に立ち上げた事業が、今年のように大幅に減額されるとその事業の遂行が困難に



渡部佳郎議員

なりますので、平均化を考えて頂きたい。

(岡山県支部 渡部佳郎議員)

A 岡山県支部から前に同様の要望があり、特別支部運営費交付金の原資8,000万円のうち6,000万円が実績交付、2,000万円が定額交付であったものを半々にして、平均化した経緯があります。23年度は収支差額がプラスになった支部が4支部のみのためにこのような結果となりました。これは支援金、納付金が大幅に伸びたことが原因です。これについては常務会で交付基準の改正を検討しましたが、次期に向けて慎重に検討することにしております。

Q 国保推進協力費を廃止し、支部運営費交付金の増額をすることになったが、当支部では100万円程減額になります。インフルエンザの支部独自の支援を実施しているが、積立金を取り崩さないと事業の継続が不可能です。この分についての配慮を願いたい。

今回の震災に際して、保険料の減免については申請等を非常に簡素化し、スピーディな配慮を賜り有難うございました。ところが、規程では減免の期間が最長で3ヶ月となっておりますが、流失した診療所等を1ヶ月～3ヶ月で復興させるのは不可能なのが現実ですので減免期間に特段のご配慮をお願いします。

コンプライアンス体制の整備で職員を長期に渡り同一業務に従事させないことがありますが、支部では職員が少なく困難な部分がありますが、お考えをお聞きしたい。

(岩手県支部 中屋敷修議員)



中屋敷修議員

A 国保推進協力費は法令遵守という観点から廃止いたしました。その結果支部の収入が減額し、支部事業の実施に支障がでていることについては、被保険者1人当たり150円の増額が、保険料を値上げしないと歳入不足という状況の中で精一杯でしたのでご理解賜りたい。

次に保険料の減免期間の延長は、厚労省も1年間減免できる方向性をだしておりますので、新役員で前向きに検討させていただきます。単県国保組合でこれだけの被害を受けると大変ですが、全国歯は広域国保組合の特性のメリットと相互扶助、支え合いの精神で対処したいと考えております。

次に、法令遵守に関して、職員の少ない支部の職員の人事異動については、監督官庁とも相談した上で回答させて頂きたいと思えます。

2) その他の報告事項

[厚労省関係]

1. 平成23年度国民健康保険助成費

国保組合の国民健康保険助成に必要な経費は対前年度比で0.12%減であるが、国保組合被保険者数の減によるもので、1人当たり医療費は4.2%増、医療費総額は1.0%増、療養給付費補助金は0.68%増を見込んでいる。国保組合への国庫補助の見直しにより特別対策費補助金が廃止になる等前年度比マイナスとなっている。

2. 国保組合に対する国庫補助制度の見直し ・定率補助の見直し

所得水準に応じ、0%、8%、16%、24%、32% 5段階とし、特定被保険者に対する補助は、協会けんぽの水準(16.4%)に統一する。ただし、16.4%を上限とし、所得水準に応じ0、8、16、16.4%となる。

この見直しは、24年度から実施する予定であるが、今通常国会に法案が提出されていないことから、実施は1年は先送りの見通し。

3. 国保組合加入者1人当たり市町村民税課税標準額

全国歯は2,230,288円と公表された。これにより国庫補助の見直しが実施された場合は、当組合の定率補助は16%となる。

4. 新しい高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は平成24年度で廃止し、平成25年度から新しい高齢者医療制度を創設する法案については、国保組合の国庫補助の見直しと一体の法案として整理しているが今通常国会には提出されていないことから25年度からの実施は不透明となっている。

5. 医療保険制度の動向について

- (1) 外来診療における高額療養費の現物給付
- (2) 出産育児一時金の見直し
- (3) 国民健康保険税の賦課額限度額の引き上げ
- (4) 医療費適正化事業

6. 平成22年度関東信越厚生局による指導監督の結果

平成22年11月18日に実施された関東信越厚生局による指導監督の結果、下記について事業運営の健全化を図る必要がある旨の通知があった。

- (1) 督促手数料及び延滞金の徴収について
- (2) 特定健康診査・特定保健指導について

[栃木県庁関係]

1. 規約の一部改正に係る認可

平成22年3月22日付けで申請した規約の一部改正〈第4条(地区)及び第7条(組合員の範囲及び種類)並びに別表1、別表2第4条関係について平成22年9月24日付けで、栃木県知事から認可された。

2. 平成22年度国民健康保険事業に係る指導監督の結果

平成22年度は高知県支部、岩手県支部、新潟県支部、鳥取県支部の4支部及び全国歯(東京事務所)で実施され、それぞれ幾つかの改善する事項の指摘はあったが、概ね適性に実施されていると認められた。

平成22年度国民健康保険事業に係る指導監督の日程

	支部等	実施日
1	高知県支部	9月30日(木)
2	岩手県支部	10月28日(木)
3	新潟県支部	11月1日(月)
4	鳥取県支部	11月11日(木)
5	東京事務所	11月30日(火)

[全協関係]

1. 平成22年度国民健康保険組合被保険者全国大会

平成22年12月1日、憲政記念館で標記大会が開催され、決議(案)、大会スローガン(案)及び要望書を決議し、大会終了後、大会運営委員は厚生労働省、財務省、国会議員事務所等に陳情した。横山理事長(大会運営委員)は西村まさみ参議院議員へ陳情した。

[全歯連関係]

1. 平成22年度第2回通常総会

規約及び調査委員会規程の一部改正案、平成23年度事業計画案、会費の賦課額並びに会費の徴収案を承認した後に、会長及び監事の選挙で、次のとおり選任された。

- 会長 小澤孜(神奈川県)
- 監事 河島保孝(大阪府)
- 長谷宏一(福岡県)

[全国歯関係]

1. 平成22年度歳入歳出決算見込

平成22年度歳入歳出決算見込は次のとおりである。

- ・単年度収支(見込)

単年度歳入合計	13,282,364,626円
歳出合計	14,919,909,988円
単年度収支差額	▼1,637,545,362円
- ・次期繰越収支差額(見込)

歳入合計	16,638,536,587円
歳出合計	14,919,909,988円
次期繰越収支差額	1,718,626,599円

2. 職員規程等検討臨時委員会答申

平成22年11月10日付けで職員規程等検討臨時委員会から、答申が出された。答申は就業規則及び給与規程を社会情勢等を踏まえ見直す必要があるとし、要旨は次のとおりである。



尾上副理事長

- (1) 歯科医療業界の現状を踏まえた全国歯独自の体系を構築する。
- (2) 給与改定は常設委員会を設置し、人事考課を含めた透明性のあるものとする。
- (3) 職務、職能は、労働時間の見直し、指揮命令系統の再構築、直轄支部との人事交流等事務局の体質改善を図る。
- (4) 級のわたり、昇給を当面据え置き、給与体系を是正する。
- (5) 支部職員については、待遇改善を図る。
- (6) 支部職員の給与については、十分な配慮が必要。

3. 平成22年度における諸規程等の改正及び新規制定

平成22年度は次の諸規程等について改正及び新規制定があった。(規約の改正を除く)

- (1) 積立金規程の一部改正
- (2) 役員報酬・役員退職慰労金規程の一部改正
- (3) 支部規則の一部改正
- (4) 支部役員規則の一部改正
- (5) 支部運営費等交付基準の一部改正
- (6) 職員就業規則の一部改正
- (7) 職員給与規程の一部改正
- (8) 報酬・給与等審議会規程の制定

4. 法令遵守マニュアル

平成23年度全国歯法令遵守の実践計画に基づき法令遵守マニュアルを策定した。

5. 保険料滞納による除名処分の見直し

保険料滞納による除名処分について、遡及して除名すること及び、支部による保険料の立て替え等について見直した。

6. 国保推進協力費の廃止

新規加入者から徴収していた国保推進協力費は廃止した。

7. 平成23年度特別支部運営費交付金

平成22年度は、支援金及び納付金が大幅な伸びになったことから、収支差額がプラスになった支部は4支部にとどまり、各支部の交付額はこれまでと大きく様変わりした。

平成23年度特別支部運営費交付金

支部	交付額(円)	支部	交付額(円)
栃木県	12,000,000	香川県	2,373,000
山梨県	11,750,000	徳島県	2,373,000
青森県	2,373,000	高知県	12,000,000
岐阜県	2,373,000	新潟県	2,373,000
富山県	2,373,000	岩手県	2,373,000
滋賀県	2,373,000	石川県	2,373,000
京都府	2,373,000	長野県	6,280,000
岡山県	2,373,000	福井県	2,373,000
山口県	2,373,000	沖縄県	2,373,000
島根県	2,373,000	合計	79,998,000
鳥取県	2,373,000		

8. 平成22年度療養給付費・総医療費の状況

平成22年度療養給付費の状況

(平成23年2月診療分)

診療月	平成20年度 (A)	平成21年度 (B)	伸率 (B/A)	平成22年度 (C)	伸率 (C/B)
4 月	424,893,481	468,961,659	10.37	493,800,827	5.30
5 月	428,511,461	439,013,228	2.45	455,960,616	3.86
6 月	417,858,240	456,883,377	9.34	498,968,737	9.21
7 月	446,203,814	486,459,442	9.02	481,904,728	-0.94
8 月	396,404,328	457,294,215	15.36	476,196,824	4.13
9 月	402,369,709	437,447,366	8.72	482,890,057	10.39
10月	471,739,904	506,141,542	7.29	490,819,557	-3.03
11月	418,115,299	449,723,094	7.56	464,188,032	3.22
12月	476,194,984	501,821,041	5.38	509,993,449	1.63
1 月	450,921,607	458,484,862	1.68	500,362,918	9.13
2 月	443,578,295	458,780,860	3.43		
3 月	492,962,099	524,070,823	6.31		
合計	5,269,753,221	5,645,081,509	7.12	4,855,085,745	
年間平均ベース	439,146,102	470,423,459	7.12	485,508,575	3.21
4~12月平均ベース	433,321,283	466,222,983	7.59	485,508,575	4.14

注 ※ 金額は各府県連合会への支払金額

平成22年度総医療費の状況

(平成23年1月診療分)

診療月	平成20年度 (A)	平成21年度 (B)	伸率 (B/A)	平成22年度 (C)	伸率 (C/B)
4 月	591,493,300	654,489,100	10.65	690,896,890	5.56
5 月	597,596,620	613,498,230	2.66	637,844,180	3.97
6 月	581,668,730	639,941,940	10.02	693,635,480	8.39
7 月	624,037,200	679,417,050	8.87	680,041,320	0.09
8 月	555,142,250	642,557,570	15.75	669,524,070	4.20
9 月	562,526,150	613,466,830	9.06	679,397,570	10.75
10月	658,876,310	705,904,260	7.14	684,117,580	-3.09
11月	580,238,600	638,101,670	9.97	664,034,190	4.06
12月	666,673,640	701,473,450	5.22	715,032,160	1.93
1 月	625,715,790	641,926,710	2.59		
2 月	622,380,750	640,336,010	2.88		
3 月	690,681,810	727,099,900	5.27		
合計	7,357,031,150	7,898,212,720	7.36	6,114,523,440	
年間平均ベース	613,085,929	658,184,393	7.36	679,391,493	3.22
4~12月平均ベース	602,028,089	654,316,678	8.69	679,391,493	3.83

注 ※ レセプトデータを使用

9. 次期被保険者証

8月に更新する被保険者証の裏面に「臓器提供意思表示欄」を設けた。

10. 国債の買替え

保有している国債（特別積立金・給付費等支払準備積立金）を買い替えた。

■事前質問

〔質疑応答の要旨〕

Q 保険料滞納による除名処分の見直し案が提示されたが、これによると支部において保険料の立て替えはいっさい行なわず、保険料滞納が6ヶ月経過した時点で即刻除名処分となるのか。また、滞納保険料には従業員の保険料も含まれており、安易に除名処分を行うと、労使間のトラブルを招くことが危惧されるばかりでなく様々な問題を生じる可能性がある。対応についてお聞かせいただきたい。

(新潟県支部 五十嵐治議員)



五十嵐治議員

A 今回の見直しは、保険料滞納が6ヶ月経過したら即刻除名処分にするのが目的ではなく、現行では保険料滞納が6ヶ月経過し、除名処分とするとき、保険料の滞納が開始した時点に遡及して除名します。そのために保険料の滞納はなかったこととなります。保険料の収納率100%で保険料滞納による除名処分がなされているという矛盾が生じております。また、除名処分にする支部で立て替えている保険料を支部に返還しますが、これは、支部は支部運営費から立て替えて、除名処分になると本部は保険料から支部に返還する。

つまり保険料で本部と支部でやったりとったりしているのが実態です。

今回法令遵守体制の整備や国保組合に対する指導監督の強化が打ち出されたことを踏まえて、適性の組合運営を図る目的で見直したものですのでご理解を賜りたい。

また、労使間のトラブルについては、事業主と従業員の雇用契約に係る問題であると理解しておりますので、組合が関わる問題ではないと思います。

■議事

第1号議案 理事の承認を求める件

今井専務理事

今井専務理事から、役員の任期満了に伴い規約第40条第一号並びに選挙規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、支部選出理事20名について承認を求める旨の趣旨説明があり、南議長が質疑がない旨を確認後、採決に入り全員挙手により承認された。

新任理事名簿

支部名	氏名
栃木県	柴田 勝
山梨県	三塚 憲二
青森県	本田 富彦
岐阜県	横山 靖夫
富山県	栗山 豊実
滋賀県	芦田 欣一
京都府	尾上 徹
岡山県	南 哲之介
山口県	永 富 稔
島根県	仲佐 善昭
鳥取県	樋口 壽一郎
香川県	山下 喜世弘
徳島県	和田 明人
高知県	恒石 定男
新潟県	今井 博
岩手県	鈴木 哲男
石川県	竹内 聖太郎
長野県	滝澤 隆
福井県	齊藤 愛夫
沖縄県	又吉 達雄

役員選任理事会

支部選出理事の承認後組合会を暫時休憩し、別室において新任理事による役員選任理事会を開催し、理事長の選任を行なった。役員選任理事会では、議長が選出されるまで今井専務理事の進行で進められ、議長に山口県支部の永富稔理事を選出し、理事長の選任に入ったが立候補者がなかったため、協議方式により選任することにし、協議の結果、岐阜県支部の横山靖夫現理事長を全員一致で選任した。

役員選任理事会の終了後、組合会を再開し永富稔議長（山口県支部）から、別室において役員選任理事会を開催し、慎重に協議した結果、新理事長に岐阜県支部の横山靖夫現理事長を選任した旨の報告があった。



永富稔役員選任理事会議長

第2号議案 理事長指名理事の承認を 求める件 横山新理事長

新理事長に決定した横山靖夫新理事長から、任期満了に伴う理事長指名理事については今期は指名理事を置かないで、支部選出理事20名で執行部を構成したい旨の発言があり了解された。

第3号議案 監事選任の件 今井専務理事

今井専務理事から、任期満了に伴う監事の選任について、規約第48条の規定により組合会で選任することになっており、又選挙規則第14条第2項の規定では、監事の選任に当た

っては地区代表議員会で選出の上組合会に諮り承認を得るものとなっている旨の説明があった。これを受けて南議長から地区代表議員会を開催するために組合会を暫時休憩する旨の発言があり、併せて役員選任理事会の開催の間に、各地区からそれぞれ代表議員2名が選出された地区代表議員の発表があった。

□地区代表議員会

組合会を暫時休憩し、地区代表議員とオブザーバーとして今井専務理事を加え、別室において地区代表議員会を開催した。委員長に長野県支部の滝澤隆議員を選出し、監事の選出について慎重に協議を行った。

地区代表議員会終了後、組合会を再開し滝澤委員長から協議結果について次のように報告があった。

ただ今別室において地区代表議員会を開催し監事の選出について慎重に協議した結果、新監事に高畑研佑先生（青森県支部）、宮田靖雄先生（富山県支部）、亀田任弘先生（香川県支部）を全員一致で選出いたしました。なお、常務会が単独で開催される時に出席する監事1名は高畑研佑先生に決定した旨の報告があった。



滝澤隆地区代表議員会委員長

滝澤地区代表議員会委員長の報告を受け、地区代表議員会で選出された監事について、選挙規則第14条に基づき承認の採決に入り全員挙手により承認された。

地区代表議員

地区	支部	議員名
A地区	栃木県	川嶋 仁 一
	長野県	滝澤 隆
B地区	富山県	中道 勇
	福井県	長谷川 勝
C地区	島根県	恒松 研二
	徳島県	井川 雅典

になる。新しい理事者の皆様方是非おとなしくして政治力を発揮して、被保険者を守って頂くようお願いし、私も後期高齢者になりこの組合から去りますが、今まで頂きましたご厚情に感謝し、また全国歯の発展と先生方のご健勝を祈念して閉会の言葉といたします。



高畑 監事



宮田 監事



亀田 監事

閉会の辞

一志副理事長



一志副理事長

お疲れ様でした。議長団には第68回通常組合会を滞りなく運営して頂き、また3年間にわたり議事進行有難うございました。今の全国歯に大事なものは運営の安定化です。国保組合は国の制度の中にありますが、国庫補助の問題は事業仕分けという俎板に乗せられこういう憂き目を見たと言っても過言ではありません。法案は先送りになると思いますが、法案がだされた時、西村議員、石井議員がどう賛成するか私は大きなジレンマを感じ、難しさを感じております。新理事者の中には政治力学に精通した方々が大勢おられます。国保組合は政治力なくして前に進みません。そういう中で大事なものは全歯連、全協ということ

新理事長就任挨拶



新理事長 横山靖夫

平成23年4月20日の第68回通常組合会の役員選任理事会におきまして、新理事の先生方のご推挙により、続けて、次期2年間の理事長を拝命することとなり、一層の緊張感を新たにしました。

国保を取り巻く環境が一層厳しくなるなかで、合併当初の「相互扶助」の精神のもと大同合併した基本姿勢を忘れることなく大切に、透明性の高い組合運営と今以上に皆様

の英知を結集し「対話と合議」を重視して、被保険者の目線で役員・事務局の皆さんのご協力をいただいで健全運営に努めて行きたいと思ひます。

もともと浅学菲才の私ですので、是非とも皆様方のご理解とご協力を切にお願いし、挨拶といたします。よろしくお願い致します。

平成23年4月20日 横山 靖夫

略歴 **横山靖夫** (昭和12年1月30日生)
日本歯科大学卒業

■日本歯科医師会関係

定款等改正臨時委員会委員 (平成14年4月～平成15年3月)
議事運営特別委員会委員 (平成15年4月～平成18年3月)
代議員 (平成12年4月～平成18年3月)

■県歯科医師会関係

岐阜県歯科医師会理事 (昭和58年4月～平成3年3月)
岐阜県歯科医師会常務理事 (平成3年4月～平成9年3月)
岐阜県歯科医師会副会長 (平成9年4月～平成12年3月)
岐阜県歯科医師会会長 (平成12年4月～平成18年3月)

■全国歯科医師国民健康保険組合 (本部)

常務理事 (昭和53年7月～平成14年3月)
副理事長 (平成14年4月～平成20年3月)
理事長 (平成20年4月～現在)

■全国歯科医師国民健康保険組合 (支部)

岐阜県支部常務理事 (昭和53年7月～平成3年3月)
岐阜県支部副支部長 (平成3年4月～平成15年3月)
岐阜県支部支部長 (平成15年4月～現在)

平成23年度第1回理事会・第1回常務会

日 時 平成23年4月20日 午後3時30分

場 所 中野サンプラザ 13階「スカイルーム」

平成23年4月6日開催予定の第1回理事会・第1回常務会は、東日本大震災の影響で延期されていたが、4月20日第68回通常組合会終了後、中野サンプラザで午後3時30分より第1回理事会を開催し、副理事長、専務理事、常務理事等を決定し、理事会終了後、引き続き同所で第1回常務会を開催し担当業務等を決定した。

第12期 全国歯科医師国民健康保険組合役員名簿

(平成23年4月1日～平成25年3月31日)

役 職	担 当	氏 名	支部名	役 職	担 当	氏 名	支部名
理 事 長	総 理	よこやま やすお 横山 靖夫	岐阜県	理 事		ながとみ みのる 永富 稔	山口県
副理事長	総 務	またよし たつお 又吉 達雄	沖縄県	〃		ほんだ とみひこ 本田 富彦	青森県
〃	渉 外	つねいし さだお 恒石 定男	高知県	〃		たけうち せい太郎 竹内聖太郎	石川県
〃	総 務	おのえ とおる 尾上 徹	京都府	〃		たきざわ たかし 滝澤 隆	長野県
〃	給 付	くりやま とよみ 栗山 豊実	富山県	〃		わだ あきと 和田 明人	徳島県
〃	会 計	すずき てつお 鈴木 哲男	岩手県	〃		やました きよひろ 山下喜世弘	香川県
専務理事	総 括	いまい ひろし 今井 博	新潟県	〃		ひぐち じゅいちろう 樋口壽一郎	鳥取県
常務理事	渉 外	なかさ よしまさ 仲佐 善昭	島根県	〃		みなみ てつのすけ 南 哲之介	岡山県
〃	総 務	みつづか けんじ 三塚 憲二	山梨県	監 事		たかはた けんすけ 高畑 研佑	青森県
〃	会 計	さいとう ゆきお 齊藤 愛夫	福井県	〃		みやた やすお 宮田 靖雄	富山県
〃	給 付	あしだ きんいち 芦田 欣一	滋賀県	〃		かめだ ただひろ 亀田 任弘	香川県
〃	総 務 (法令遵守)	しばた まさる 柴田 勝	栃木県				

全歯連地区推薦理事及び調査委員 並びに選挙管理委員会等の推薦

全歯連から推薦依頼により副会長及び理事等について協議の結果、下記のとおり推薦した。

副会長	横山 靖夫	理事長
理事	今井 博	専務理事
調査委員	仲佐 善昭	常務理事
選挙管理委員会委員	永富 稔	理事
選挙管理委員会予備委員	竹内 聖太郎	理事

全国歯科医師国民健康保険組合 平成23年度会議開催予定表

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

年	月	日 (曜)	会 議 名	時 間	場 所
H23年	4月	20日 (水)	平成22年度第7回常務会	10:30	中野サンプラザ
			第68回通常組合会	12:00	中野サンプラザ
			第1回理事会	15:00	中野サンプラザ
			第1回常務会	理事会終了後	中野サンプラザ
	5月	25日 (水)	第2回常務会	13:00	東京事務所
	6月	28日 (火)	第1回監事会	14:00	東京事務所
		29日 (水)	第3回常務会	11:00	中野サンプラザ
			第2回理事会	13:00	中野サンプラザ
	7月	27日 (水)	第4回常務会	11:00	中野サンプラザ
			第69回通常組合会	13:00	中野サンプラザ
	8月				
	9月				
10月	26日 (水)	第5回常務会	13:00	東京事務所	
11月	16日 (水)	第6回常務会	11:00	中野サンプラザ	
		第3回理事会	13:00	中野サンプラザ	
12月					
H24年	1月				
	2月	22日 (水)	第7回常務会	13:00	東京事務所
		28日 (火)	第2回監事会	14:00	東京事務所
		29日 (水)	第4回理事会	13:00	中野サンプラザ
3月	28日 (水)	第8回常務会	11:00	中野サンプラザ	
		第70回通常組合会	13:00	中野サンプラザ	

お知らせ

被保険証に臓器提供意思表示欄

- 8月に更新される被保険者証の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられます。これは、平成22年7月から国保法施行規則の一部改正省令が施行されたことに伴うものです。
- 現行の被保険者証より、文字を大きくし、見やすくしました。

〈表 面〉

有効期限 平成25年 7月31日

国民健康保険
被保険者証

(本人) 記号 全歯 01 番号 1234567

カナ氏名 ゼンシ タロウ
氏 名 全歯 太郎
性 別 男
生年月日 昭和37年 5月 5日
資格取得年月日 平成10年 4月 1日
交付年月日 平成23年 8月 1日

保険者番号 093013
保険者名 全国歯科医師国民健康保険組合
支 部 名 栃木県支部
支 部 所 在 地 栃木県宇都宮市
支 部 電 話 番 号 XXX-XXX-XXXX 1234567



〈裏 面〉

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住 所

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1.から3.までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

〔特記欄： 臓器提供の意向を記入する欄〕
〔心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

被保険者証の臓器提供の意思表示欄の概要

1. 被保険者証に記載の注意事項
改正前の被保険者証の裏面に記載の「注意事項」は、保険医療機関を受診する際に窓口へ提出を求める事項を除いて省略し、別紙に記載し被保険者に周知する。
2. 意思表示欄保護シール
臓器提供の意思表示をした内容を他人に知られたくない被保険者のために、意思表示保護シールを添付する。
3. 臓器提供に関する意思表示欄の周知
改正臓器移植法の趣旨等を被保険者に理解してもらうために、臓器提供に関する意思表示欄の記載方法及び臓器移植制度の概要についてのリーフレット等を被保険者証と併せて送付する。

高齢受給者証の更新

8月に70歳～74歳の方は、保険証とは別に本組合の各支部より、高齢受給者証が発行されます。なお、更新（発行）に関しては、所得を証明する書類の提出が必要となります。高齢受給者証の有効期限は、保険証と異なり1年間です。75歳の誕生日をむかえる方は、誕生日の前日までが有効期限となります。

※お受け取りの際は、保険証等の記載事項をご確認ください。

お知らせ

出産育児一時金の申請と支給方法

1. 出産育児一時金の支給額

1児につき 420,000円

2. 出産育児一時金の申請と支払方法

平成23年4月以降(1)~(3)に掲げる方法のうちから被保険者が希望する方法で支給します。

- (1) 直接支払制度 (平成21年10月から実施)
- (2) 受取代理制度 (平成23年4月から実施)
- (3) (1)、(2)の制度を利用しない

(1) 直接支払制度

- ① 申請・受取に係る代理契約の締結
被保険者は、医療機関等と申請・受取に係る代理契約を締結します。
- ② 出産費用が42万円を超えた場合は、超えた費用を医療機関等の窓口で支払います。
- ③ 出産費用が42万円未満の場合は、その差額を申請により被保険者に支給します。

(2) 受取代理制度

- ① 受取代理申請書の提出
被保険者は、受取代理制度を利用する場合は、「出産育児一時金等支給申請書(受取代理用) (以下、「受取代理申請書」という。)」を支部を経由して組合に提出すること。
- ② 受取代理申請の取下げ
受取代理制度を利用しなくなった場合は、速やかに、「出産育児一時金等受取代理申請取下書」を支部を経由して組合に提出すること。
また、新たな医療機関等で受取代理制度を利用する場合は、改めて受取代理申請書を支部を経由して組合に提出

すること。

- ③ 受取代理人の変更
予定していた医療機関等以外で出産する場合は、再申請等の余裕のない場合は、「受取代理人変更届」を医療機関等を通じて組合に提出すること。
- ④ 受取代理申請書に、直接支払制度を利用しない旨の記載があること。
- ⑤ 出産費用が42万円未満の場合は、その差額を申請により被保険者に支給します。

(3) 直接支払制度・受取代理制度を希望しない場合

- ① 被保険者が直接支払制度・受取代理制度を希望しない場合は、申請により被保険者に支給します。
- ② 産科医療補償制度に加入している医療機関等(加入分娩機関)において出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明する所定の印を押した領収証等の写しを出産育児一時金支給申請書に添付すること。
- ③ 医療機関等の発行する領収書等に、直接支払制度を利用しない旨の記載があること。

お知らせ

国民健康保険組合 法令遵守(コンプライアンス)体制の整備

平成22年9月10日付けで厚生労働省から国民健康保険組合同規約例が改正されたことに伴い「国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制整備要領」が示された。

全国歯でも、この法令遵守体制整備要領に基づき、「法令遵守体制の整備に関する基本方針」及び「法令遵守のための実践計画」を組合会の承認を経て策定した。

また、法令遵守マニュアルを策定並びに研修会への参加等法令遵守体制の整備を図っている。

国民健康保険組合 法令遵守(コンプライアンス)体制整備要領

1. 組合が整備すべき法令遵守体制整備の基本的考え方

(1) 組合の運営体制

□組合会

組合の業務運営に関する重要な意思決定(規約の変更、予算・決算の決定、役員を選任など)は組合会で行なわれており、組合会は、組合の「最高意思決定機関」である。

□理事会

組合会で決定した規約に従って組合の業務を執行し、組合を代表する理事が構成員の理事会は、組合の業務運営の具体的な方針を決定する「業務運営執行機関」である。

□監事

組合の監事は、組合の業務の執行及び財産の

状況を監査する「内部監査機関」である。

(2) 法令遵守体制の基本的考え方

- ①最高意思決定機関である組合会の議決を経て、法令遵守体制の整備に関する基本方針を定める。
- ②業務執行機関である理事会が、基本方針に沿った具体的な行動計画を組合会の承認を得て策定し、各理事がこれに従って業務を執行する。
- ③内部監査機関である監事はその執行状況を監査する。

2. 具体的な法令遵守体制

(1) 基本方針の策定

組合は、法令遵守体制の整備に関する基本方針を組合会の議決を経て策定し、次に掲げる事項について、それぞれに規定する内容を定める。

①法令遵守についての基本的考え方

組合の役職員が、国民健康保険法その他の法令並びに組合の規約及び規程その他の決定事項を遵守し、組合員又は被保険者の信頼と、国民一般の期待に応え、公的医療保険制度の一翼を担う公法人としての社会的責任を果たすことが定められていること。

②法令遵守のための組織体制

- ・組合の理事のうち1名を「法令遵守担当理事」として選任すること。
- ・支部を置いている組合は、支部ごとに法令遵守担当理事の指揮・命令を受ける「法令遵守担当責任者」を配置する。
- ・法令遵守担当理事及び法令遵守担当責任者(以下「法令遵守担当理事等」という。)は、被保険者資格の管理、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業その他の実務を実施する部門から独立した立場で役割を担い、必要な権限(関連文書の提出要求、調査の報告要求、業務改善の指導など)を付与すること。
- ・組合の支部又は出張所の業務を母体団体に委託している場合には、その委託契約に法令遵守に関する事項を明記すること。

③実践計画の策定、評価

- ・毎年度、理事会において、法令遵守のための具体的な実践計画を組合会の承認を得て策定すること。
- ・法令遵守担当理事等は、実践計画の進捗状況及び達成状況を把握し、理事会で定期的に報告・評価が行われ、適時、合理的な内容のものとなるよう見直しを行うこと。

④監事による監査

監事は、組合の法令遵守に関する業務の執行状況を監査すること。

⑤責任追及、懲戒処分

組合は、法令等に違反する行為を行った役職員に対し、その責任を追及するとともに、厳正かつ公平に懲戒処分等を行うこと。

(2) 実践計画の策定

実践計画は、次に掲げる事項について、それぞれに規定する内容を定めるものとする

①法令遵守マニュアルの策定

- ・役職員が遵守すべき法令・規則のほか、基本方針や法令遵守のための組織体制などを記載した「法令遵守マニュアル」を作成し、すべての役職員に配布、又は容易に閲覧できるようにすること。

②法令遵守に関する指導・研修・管理等

- ・不祥事件の未然防止の観点から、朝礼や回報などにより、役職員に対する法令遵守の周知

徹底を行うこと。

- ・役職員を対象とした法令遵守を徹底するための研修の充実を図ること。
- ・事故防止等の観点から特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施し、又はやむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合には事故防止のための適切な措置を講じること。

③法令遵守関連情報の組織的な把握

- ・役職員が把握した法令遵守関連情報(組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する争い、経理処理の状況等)については、法令遵守担当理事等に速やかに報告されること。
- ・法令遵守担当理事等は、法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、そのすべてを理事会に報告すること、及び一定のものについては対応方針について理事会の承認を得ること。

④不祥事故への対応体制

役職員が不祥事件又はその疑いのある行為を発見した場合、法令遵守担当理事等への迅速な報告、規程等に則った理事会への報告、法令等に従った監督官庁への報告を行うとともに、法令遵守担当理事等の指揮の下、適切な調査を行うこと。

3. 行動規範

役職員は、下記の行動規範により適切な対応に努めます。

1 法令遵守・職員倫理

法令・諸規則等の遵守を徹底し、高い倫理観と責任感を持って行動します。

2 安心と信頼

国民健康保険制度が組合員の方々の信頼の上に成り立つことを認識し、安心と信頼を得られる業務運営をいたします。

3 サービス向上

組合員の方々の視点に立って、正確・迅速・丁寧を基本とし、常にサービス向上に努めます。

4 個人情報保護

組合員の方々の医療保険の情報ははじめとする大切な個人情報をお預かりしていることを常に自覚し、個人情報保護の徹底に努めます。

5 業務の改善

常に業務の改善を心がけるとともに、組合員の方々からのご意見等を正確に理解し、真摯に耳を傾けます。

6 コスト意識

組合の事業が保険料と国庫補助により運営されていることから、常にコスト意識を持ち、費用対効果を高めるよう努めます。

平成23年度医療費通知の 送付スケジュールの延伸について

「全国歯からのお知らせ」で医療費通知について、平成23年度から発行を国保連合会に委託し、年6回、全被保険者の方にハガキにてご送付することとし、従来の全国歯独自の形式での医療費通知は廃止する旨のお知らせをいたしました。

しかし、国保連合会が国保中央会から平成23年3月に提供される予定の新国保総合システムに不具合が発見され、本稼働時期が平成23年9月に延伸されることになりました。

これにより、医療費通知の送付スケジュールが下記のとおり延伸されることになりました。

なお、国保総合システムの検証作業の結果、再延伸となる場合はおってお知らせいたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

当初のスケジュール	延伸後のスケジュール
平成23年 5月送付	
平成23年 7月送付	
平成23年 9月送付	平成23年 9月送付
平成23年11月送付	平成23年11月送付
平成24年 1月送付	平成24年 1月送付
平成24年 3月送付	平成24年 3月送付
	※9月送付分に5月送付分、7月送付分を含む。

全国歯報 No.68
2011年4月号

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合
栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2
☎03-3336-8818

発行人 横山 靖夫

<http://www.zensikokuho.or.jp/>



表紙「お花見」

お花見に国営昭和記念公園（立川市）に行ってきました。今年は、東日本大震災の影響で人出が少なかったようでした。

被災された方々が一日でも早く復興されることを願います。

撮影者：北島 尚樹